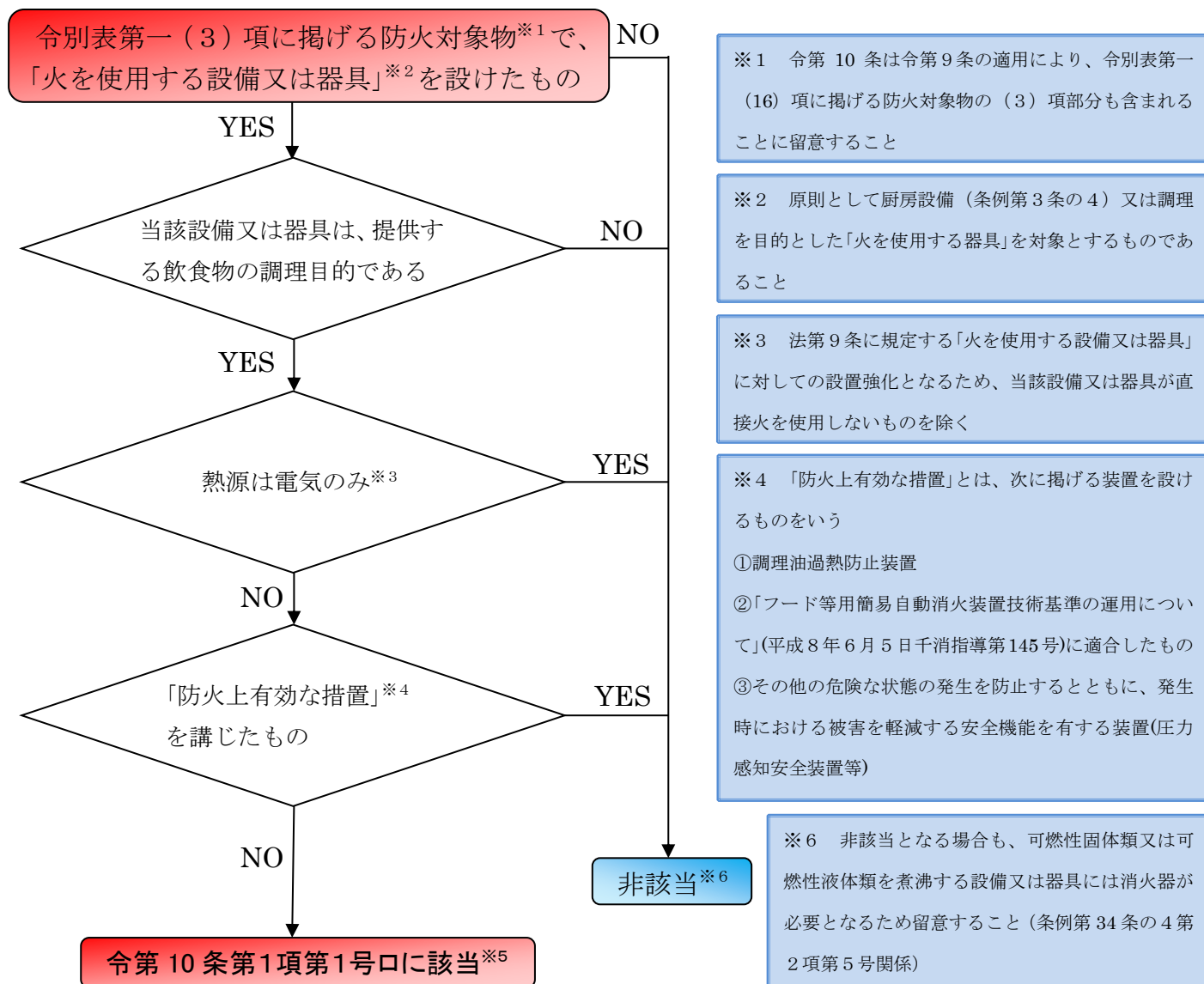


「フローチャート」



※5 該当となる防火対象物については、次に掲げる事項に留意すること

①小規模特定飲食店等(令第10条第1項第1号口に掲げる防火対象物であって、延べ面積が150㎡未満のもの)は、規則第6条第5項各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、消火器具の能力単位の加算を行わないこと

②現に存する防火対象物で、改正前の令第10条第1項又は条例第34条の4第1項及び第2項等により、既に消火器具が設置されている場合には、設置届出の提出は不要であること

③現に存する防火対象物で、条例第34条の4第2項により設けられていた消火器具で小規模特定飲食店等の消火器具を警戒する場合、「火を使用する設備又は器具」が設けられた階の各部分から歩行距離20m以下となる位置に配置されていること